

歯科衛生士・歯科技工士 業務従事者届

よくあるお問い合わせ

区分	番号	質問	回答
届出について	1	免許は持っているのですが、その職種の業務は行っていません。提出の必要はありますか？	届出義務は、実際に歯科衛生士等の業務に従事している場合に生じるものであるため、その職種の業務に従事していない場合は届け出る必要はありません。
	2	12月31日で退職する予定ですが、届出は必要ですか？	12月31日時点で在職しているので、届出は必要です。
	3	従事者届のお知らせが届きましたが、当施設に歯科衛生士等は勤務していません。12月31日以前に「該当なし」の様式を提出してもよいでしょうか。	12月31日時点での 該当者がいないことが明らかなのであれば、提出していただいて結構です。 「該当なし」で提出後に新たに歯科衛生士等を採用することがあれば、その方について業務従事者届を提出してください。
	4	非常勤(パート)の従業員も届け出る必要はありますか？	非常勤(パート)の方も届け出が必要です。ただし、複数の施設で勤務されている方には、主な従事先でのみ提出してもらうようにしてください。 (例)A病院では週に3回、B診療所では週に1回働いている →A病院のみに提出。
記入方法	5	12月31日までに結婚しており姓が変わったが、免許証書換えの手続きがまだです。氏名欄は旧姓・新姓のどちらで書けばよいですか？	12月31日現在の状況を記入するものなので、 新姓 で届け出てください。
	6	複数の医療機関等に勤めていますが、従事先はどうすればよいでしょうか。	主な従事先を記入し、その従事先で提出してください。 (例:週3でA病院、週1でB診療所に勤務の場合、A病院で提出)
	7	同一法人が病院(診療所)と介護保険施設等を開設しています。病院としてのとりまとめはどこまで必要ですか。	介護保険施設等をみなして病院として実施している場合、病院(診療所)でとりまとめをお願いします。事業所として病院(診療所)とは別に許可等を得ている場合、事業所ごとに通知を送付しておりますので、事業所ごとの取りまとめで構いません。
	8	(歯科診療所のみ) 歯科技工士は委託しているのですが、歯科技工士の分はどうしたらよいですか？	歯科技工所には別に届出用紙を送付しているので、 歯科診療所内の歯科衛生士・歯科技工士についてのみ取りまとめをお願いします。
届出方法	9	記入した届出用紙をFAXで送ってもよいですか？	FAXによる届出も可能です。 FAX番号は 075-414-4752 です。
その他	10	医師・歯科医師・薬剤師の三師調査についての問い合わせは、どちらにすればよろしいですか？	京都府健康福祉部健康福祉総務課(TEL:075-414-4686)にお問い合わせください。